

# 裁判所における解雇事件の概観

一橋大学経済研究所 神林龍

2014年1月29日 規制改革会議 雇用ワーキンググループ



# 研究グループ

- 九州大学                      今井亮一
- 中央大学                      江口匡太
- 一橋大学                      神林龍
- 早稲田大学                  竹内寿
- 成蹊大学                      原昌登
- 川口短期大学              平澤淳子

(いずれも現職、敬称略)

# 主な研究成果

- 『解雇規制の法と経済』日本評論社(神林編著、2008年3月)
- 『経済セミナー』連載(神林・江口共著、2007年10月～12月)
- “Dismissal Regulation in Japan,” in Koichi Hamada, Keijiro Otsuka, Gustav Ranis, and Ken Togo eds., *Miraculous Growth and Stagnation in Post-War Japan*, Routledge, by Ryo Kambayashi, pp.74-90, 2011.

など

# 調べたデータ

## A) 判例法理確立期の事例

- ✓ 昭和40/50年代の整理解雇の裁判例を「判例体系CD-ROM」から採取(計155例)
- ✓ 昭和50年代の事件の当事者にインタビュー(5社)

## B) 最高裁判所の統計

- ✓ 1987年1月1日から2004年12月31日までに日本全国で終局した解雇に関わる訴訟・仮処分事件

## C) 東京地裁の解雇事例の悉皆調査

- ✓ 2000年1月1日から2004年12月31日までに東京地裁で終局した解雇に関わる事件(509件)

# (A) 判例法理確立期の事例 (1/1)

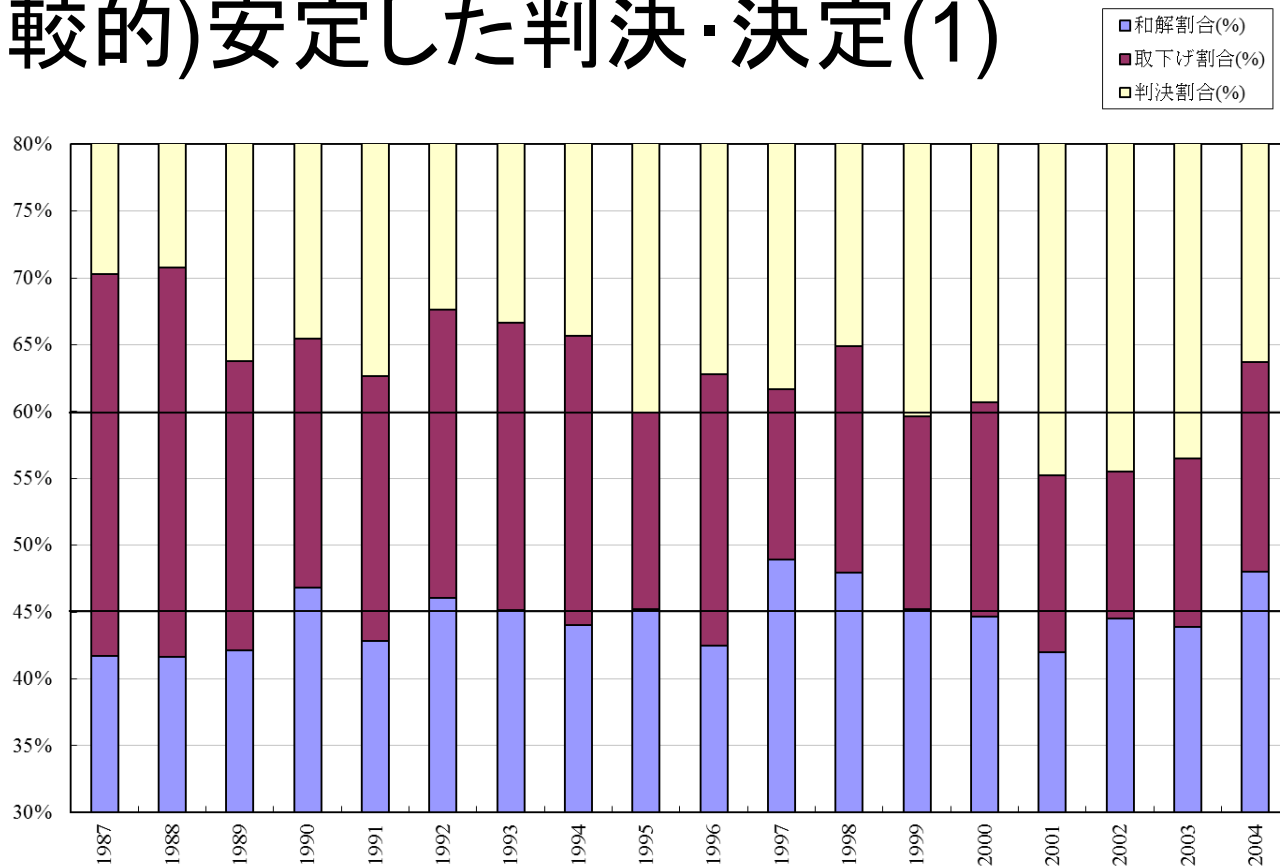
- 整理解雇法理確立期の紛争の特徴
  - － 労使紛争的色彩が強い
    - 典型例は東洋酸素事件：1979年10月29日東京高裁判決、実質的には1984年12月26日和解成立で終結
  - － 事件は当時の会社組織や労使関係にとってマージナルな部分で起こったという認識。
    - 「その時代の反映」「たまたま過激な人がいて、それが許されていた」
  - － 2000年代の激しい雇用調整が「摩擦なく」可能。

## (B) 最高裁事件票再集計 (1/5)

- 労働・知的財産権関係民事事件票
  - 第一審訴訟(民票13)、控訴(民票14)、上告(民票15)、保全等(民票16)、保全等抗告(民票17)
- 1987年1月1日から2004年12月31日までに終局した労働関係民事事件のうち、
  - 地方裁判所における通常訴訟および仮処分申請
  - 解雇に関わる事件
    - 訴訟の場合は原告労働者側、被告使用者側で「雇用契約存続確認等」に分類される事件、
    - 仮処分の場合は申請人労働者側、被申請人使用者側で「地位保全解雇の効力停止等」に分類される事件

# (B) 最高裁事件票再集計 (2/5)

## • (比較的)安定した判決・決定(1)



— 詳細は神林編著(2008)第6章図表12参照

# (B) 最高裁事件票再集計 (3/5)

## • 安定した判決・決定(2)

資料	「判例体系CR-ROM」 および労働判例関係雑誌		労働・知的財産権関係民事事件票	
	有効判決率	判決数	請求棄却比率	判決数
1950	68.0	25		
1955	72.2	18		
1960	66.7	6		
1965	45.5	11		
1970	50.0	8		
1975	41.0	39		
1980	44.1	34		
1985	52.4	21	46.1	486
1990	40.0	25	50.5	915
1995	28.6	42	47.8	1652
2000	68.4	19	48.2	2048

— 詳細は神林編著(2008)第6章図表18参照



## (B) 最高裁事件票再集計 (4/5)

- 地域差の収斂傾向(労働者側勝訴率)
  - 1980年代後半(全国平均53.9%)
    - 東京24.2%(16/66)
    - 大阪65.6%(40/61)、名古屋90.9%(10/11)
    - 変動係数は0.35
  - 2000年代前半(全国平均51.8%)
    - 東京46.5%(231/497)(↑)
    - 大阪51.5%(135/262) (↓)、名古屋50.5%(47/93) (↓)
    - 変動係数は0.24 (↓)

## (B) 最高裁事件票再集計 (5/5)

### • まとめ

- 1990年代以降の訴訟比率の逡減
  - 完全失業率の上昇と負の相関をもった
  - この点は諸制度の整備との関連有り
- 過半をしめる和解比率
  - 50%前後を安定的に推移する労働者勝訴率
  - Priest-Kleinの50%ルールが成立しているとするならば、裁判所の判断は安定的である(と思われている)
- 地域差の収斂傾向
  - 法理・訴訟手続きの安定を示唆

## (C) 東京地裁の解雇事件 (1/6)

### • 費用負担

- 全額負担＝完全敗訴：77.3%(=139/180)
  - いわゆる Final Offer Arbitration になっている。
- しかし、解雇有効か無効かで傾向は異なる。
  - 解雇有効の判断で原告全額負担割合：87.5%(=98/112)
  - 解雇無効の判断で被告全額負担割合：58.8%(=40/68)
    - 解雇無効を判示したからといって、完全に原告の勝訴を示しているわけではない。おそらく、地位確認だけが裁判上の争点を形成しているわけではない。(利益紛争的側面の存在を示唆)

## (C) 東京地裁の解雇事件 (2/6)

- 原告数：単独提訴事件の増加＝個別紛争化
  - － 単独提訴事件
    - 452件(89%)
    - 2000年からほぼ不変(労働局斡旋制度の影響なし)
  - － 整理解雇事件の場合
    - 平均原告数は2.07人(全体では1.25人)
    - 単独提訴事件の割合は67%(=37/55)
    - 『判例体系CD-ROM』より1975～85年までの整理解雇事件では39%(=21/54)

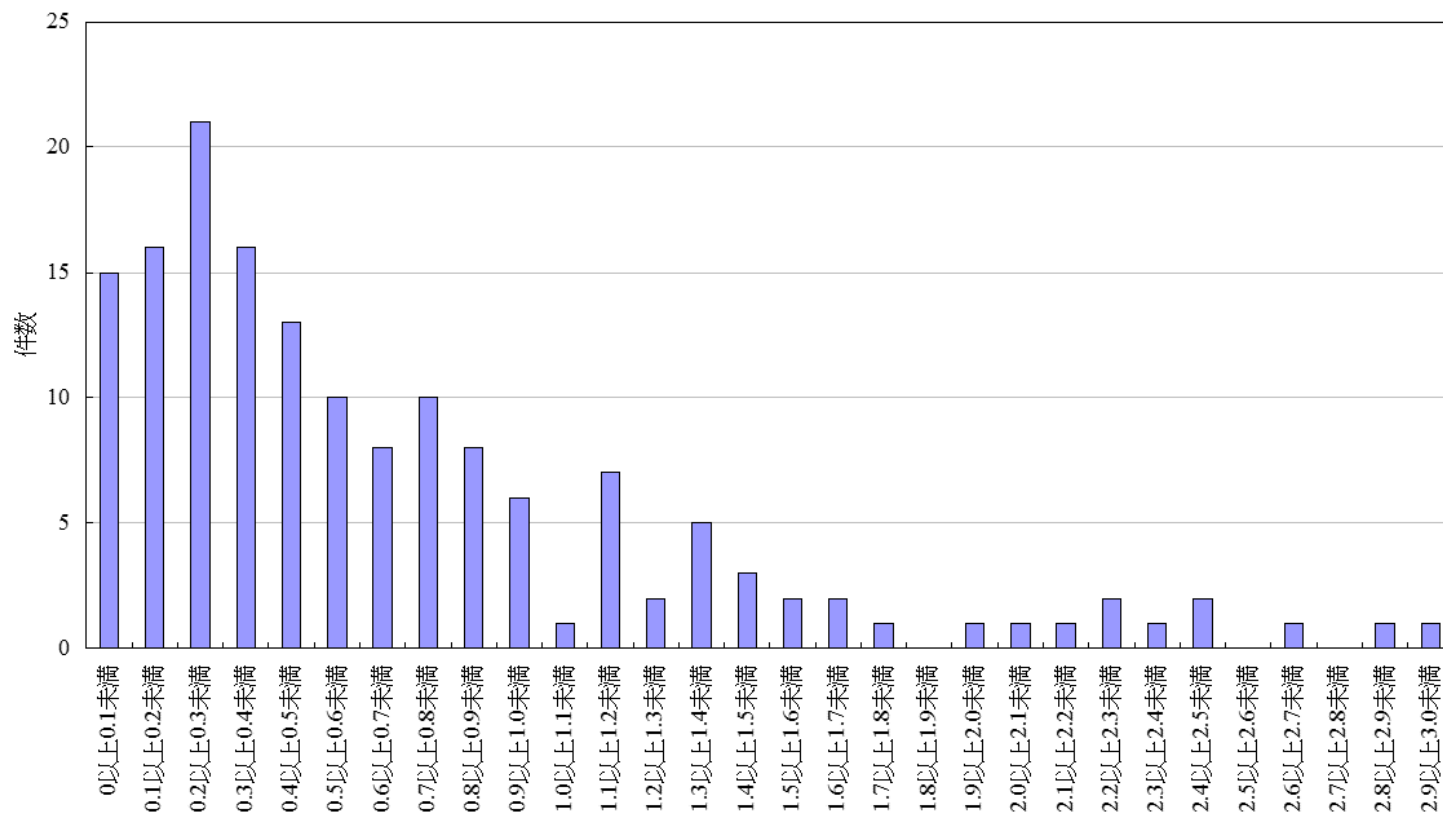
## (C) 東京地裁の解雇事件 (3/6)

- 労使紛争的色彩の後退
  - 不当労働行為の主張: 33件
    - 整理解雇事件では8件(55件中)
  - 労働協約違反の主張: 2件
  - 『判例体系CD-ROM』に収録された1975～85年の整理解雇事件においては、54件中半数以上の28件で不当労働行為が、15件で労働協約における解雇協議約款違反が主張されている。

# (C) 東京地裁の解雇事件 (4/6)

## ● 和解額

図1: 標準化和解額の分布



## (C) 東京地裁の解雇事件 (5/6)

- 標準化和解額 (161件に対して算出)
  - 和解額/(請求月額・((和解日－解雇日)/30))
  - 請求月額に対してどの程度回復されたのか？
  
  - 平均0.80ヶ月、標準偏差が1.03、中位値0.48ヶ月
  - 最頻値は0.2～0.3ヶ月
  - 1.0ヶ月以上も38件(24%)

# (C) 東京地裁の解雇事件 (6/6)

## • まとめ

- 訴訟過程はFinal Offer Arbitration
- 解雇紛争の個別化
  - 権利紛争＋個別化＝差別意識への示唆
- (裁判官による判断の差)
- ばらつく和解条件(平均8割、中央値4割)
  - 画一化によるデメリットは少なくない？



# まとめ

## A) 判例法理確立期の事例

- ✓ 労使紛争(組合差別)的色彩が強い

## B) 最高裁判所の統計

- ✓ 安定的な推移は、解雇権濫用法理がある程度安定的に運用されていることを示唆する

## C) 東京地裁の解雇事例の悉皆調査

- ✓ 底流での解雇事件の変化(個別化)に、集団的事件を前提とした法理が適用できているのか？

# 課題

- 係争手段相互の関係は不明のまま
- 2000年代以降の変化は不明のまま
- データ整備の必要
  - とくに最高裁判所の事件票へのアクセス手段を整備する必要がある(e.g.統計法の改正)